

※詳しくは☎にお問い合わせください。

国民健康保険に加入している人で、令和2年度に人間ドックを受診した人が結果票の写しを提出すると、3,500円の助成が受けられます（1人につき年度

国保加入者に人間ドックの助成を行います



☎ 文化企画課行革統計係
57・7184

製造事業所の皆さん
統計調査にご協力を
6月1日(月)現在で、「工業統計調査」を行います。「統計法」に基づき、国が実施している基幹統計調査です。全国の製造事業所の事業所数・従業者数・製造品出荷額などを産業別・規模別・地域別に把握し、工業に関する施策の基礎資料を得ることが目的です。

調査員が伺い、調査票を配布します。回答は、配布する返信用封筒を使い、直接経済産業省に送付してください。ご協力をお願いします。

**製造事業所の皆さん
統計調査にご協力を**

家庭で出た天ぷら油（家庭廃食用油）を回収しています。回収した廃食用油はBDF（バイオディーゼルの燃料）となり、ディーゼル車両や発電機などで利用され、二酸化炭素排出量の削減につながります。

**ストップ温暖化！
BDFキャンペーン**

☎ 保険介護課国保年金係
63・1327

●申込方法 保険介護課国保年金係で直接申し込み
●持ってくるもの 人間ドック結果票、特定健診受診券、質問票兼同意書、保険証、印鑑、振込用通帳

●受付期限 令和3年3月31日(水)
※令和3年2～3月に受診した人は、受診してから2カ月以内に提出してください。

●回収可能なお油 天ぷら油などの植物油 ※家庭で出た物に限る。動物油（ラードなど）、鉱物油（エンジンオイルなど）は回収できません。

●回収方法 天かすなどを除き、ペットボトルや油購入時のプラスチックなどに入れてお持ちください。

●対象 荒尾地区交通安全協会の会員で10年、20年、30年、40年間無事故の人

●受付場所 荒尾地区交通安全協会（荒尾警察署内）

●申請締切 5月29日(金)

●申請に必要なもの 運転免許証、印鑑

☎ 荒尾地区交通安全協会
68・4949



体罰等によらない子育てを広げよう

2020年4月から
体罰は法律で禁止されました

- なぜ体罰はいけないの？
体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達に悪影響が生じることが科学的に明らかになっています。
- しつけと体罰は違うの？
しつけは子どもの人格や才能を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにしていくことです。体罰でなく言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。
- これも体罰です
・何度も言葉で注意をしたけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
・いたずらをしたので長時間正座をさせた。
・宿題をしなかったので夕食を与えなかった。

- ◆体罰によらない子育ての工夫ポイント
「言うことを聞かない」にもいろいろある
保護者の気をひきたい、自分なりに考えがある、言われていることが理解できていないなど、子どもにも理由があります。こうした「いやだ」という感情をもつことはいけないことではありません。重要なことではない場合、今はそれ以上やりあわないのも一つの方法です。
- 良いこと、できていることを具体的に誉める
子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。結果だけでなく、頑張りを認めることや、今できることに注目して褒めることも大切です。

☎ すこやか未来課こども相談係 ☎ 63-1143

※詳しくは☎にお問い合わせください。

契約トラブルなどのお悩みは消費生活センターまで
～大牟田市・南関町・長洲町でも受け付けています。ぜひご利用ください～

☎ 荒尾市消費生活センター
63-1173

消費生活相談窓口は4市町での広域連携を行っており、昨年度は合同で4回の啓発活動を実施しました。勤務地や居住地に近いなど、利用しやすいところで相談したり、地元では相談しにくいことを近隣の市町で相談したりできるようになったことで、消費者トラブル解決のための手助けの輪が広がりました。

架空請求のハガキやメール、副業サイトによる詐欺など私たちの生活の周りには、たくさんの危険が潜んでいます。少しでも、「大丈夫かな?」「本当かな?」と思うことがあれば、相談しやすい窓口にお気軽にご相談ください。

- 【各市町相談窓口一覧】（各市町役場内）**
- 荒尾市消費生活センター ☎ 63-1173
◆相談日時 月・火・水・金曜日
◆受付時間 午前10時～午後4時
 - 大牟田市消費生活センター ☎ 0944-41-2623
◆相談日時 月～金
◆受付時間 午前9時30分～午後4時
 - 南関町消費生活相談窓口 ☎ 57-8500
◆相談日時 毎週木曜日
◆受付時間 午前9時～午後4時
 - 長洲町消費生活相談窓口 ☎ 78-3113
◆相談日時 毎週木曜日
◆受付時間 午前10時～午後4時

◆令和元年度の実績

	大牟田市	荒尾市	南関町	長洲町	合計
相談件数（令和元年度）	706	416	32	70	1224
うち広域連携構成市町民からの相談件数	10	13	0	0	23

「わか者」の奨学金の返済を支援します
～奨学金返済わか者就労支援事業補助金のご案内～

☎ 産業振興課商工・企業誘致推進室
63-1432

大学などを卒業後、市内に就職などをした市内居住者に奨学金返済支援を行っています。在学中に借った奨学金の返済額の一部を補助します。

- 【補助内容】**
新入社員などの奨学金返済の一部を3年間補助
- ◆補助率 3分の2
 - ◆補助額 上限額 20万円/年×3年間 ※最大60万円 ※1年ごとの交付（3年間毎年交付申請が必要）

- 【対象者】（下記の条件全てを満たす人）**
- ◎奨学金の貸与を受けて、大学などに進学した人
 - ◎奨学金を返済中で、奨学金返済金や市税などの滞納がない人
 - ◎平成29年4月1日以降に中小企業者が設置する市内の事業所に就職し、1年以上継続して雇用されている人か、平成29年4月1日以降に起業し、1年以上継続して事業を行っている人
 - ◎最初の申請時の年齢が30歳以下で、荒尾市に住民票がある人

- 【対象となる奨学金】**
- ①日本学生支援機構 第一種奨学金
 - ②日本学生支援機構 第二種奨学金
 - ③熊本県育英資金



※中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者です。
※公務員（会計年度任用職員を含む）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に該当する事業所などを起業した人や雇用されている人は除きます。
※奨学金の返済に対し、他の補助金などの交付を受けている人または受けようとしている人は除きます。
※期間内に転職や市外への転居などで条件を満たさなくなった場合、それ以降の交付申請はできません。